

西パ健発第 22B0501 号
令和 4 年 5 月 1 0 日

事業主様
担当者様

西日本パッケージング健康保険組合

限度額適用認定証等の性別欄の削除について

平素より、当健康保険組合の事業運営に、ご理解とご協力を頂きましてお礼申し上げます。

さて、厚生労働省保険局長通知（令和 4 年 3 月 3 1 日付け保発 0331 第 4 号）「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」があり、同日付けで公布・施行され、下記理由により健康保険の各種証様式について、性別欄を削除することとなりました。

これを踏まえ、当健康保険組合では、令和 4 年 4 月 1 5 日発行分から「健康保険限度額適用認定証」等は、性別を印字しておりません。

また、当健康保険組合で使用する適用関係の届書について、性別欄を削除したものを、ホームページに掲載しておりますので、お手元の旧様式の届書または PDF 等で保管されておられる場合は、早期に差し替えていただきますようお願いいたします。

記

1 性別欄を削除することとなった理由

「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）に基づき、多様な性的指向及び性自認に配慮する観点から、国民健康保険の特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証について、保険医療機関等の窓口で被保険者証に添えて提出する証であり、被保険者の性別は被保険者証で確認できることから、国民健康保険法施行規則を改正し、性別欄を削除することとなった。

これらを踏まえ、健康保険及び船員保険の各種証等についても、同様の趣旨から、被保険者証等により被保険者または被扶養者の性別の確認ができる証等については、改正省令により性別欄を削除することとした。

（厚生労働省保険局保険課（令和 4 年 3 月 3 1 日付け事務連絡）「高齢受給者証等に係る性別欄に関する Q & A の送付について」から抜粋）

2 性別欄を削除した「証」

- ① 健康保険高齢受給者証
- ② 健康保険特定疾病療養受療証
- ③ 健康保険限度額適用認定証
- ④ 健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

3 性別欄を削除した「届書」

- ① 健康保険 限度額適用認定申請書
- ② 健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- ③ 健康保険 被保険者証再交付申請書
- ④ 健康保険 被保険者・被扶養者 住所変更届
- ⑤ 個人番号（マイナンバー） 登録・変更届

4 旧様式の「証」について

そのまま利用できますので、差し替えは行いません。